

平成二十年  
十二月 中

# 秋 田 県 公 報 目 録

第二千三十五号から  
第二千四十二号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
六七	秋田県県税条例の一部を改正する条 例	号外一	二六
六八	秋田県政治資金規正法関係手数料徴 収条例	〃	〃
六九	特定非営利活動促進法施行条例の一 部を改正する条例	〃	〃
七〇	秋田県立高等学校設置条例の一部を 改正する条例	〃	〃
七一	秋田県警察組織条例の一部を改正す る条例	〃	〃
七二	県議会議員の議員報酬等に関する条 例の一部を改正する条例	号外二	〃
七〇	秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資 金貸付規則の一部を改正する規則	号外二	一
七一	秋田県営土地改良事業等分担金徴 収条例施行規則の一部を改正する規 則	二〇四一	二三
七二	秋田県県税条例施行規則の一部を改 正する規則	二〇四二	二六
七三	秋田県旅費支給規則及び秋田県日額 旅費支給規則の一部を改正する規則	号外三	〃
七四	特定非営利活動促進法施行条例施行 規則の一部を改正する規則	〃	〃
七五	秋田県財務規則の一部を改正する規 則	号外四	〃
四	許認可等事務処理日数設定規程の一 部を改正する訓令	号外二	一
五〇九	道路の供用開始	二〇三五	二
五一〇	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
五一一	開発行為に関する工事の完了	号外一	一
五一一	皆伐面積の限度	二〇三六	五
五二二	基本測量実施の通知	〃	〃
五二三	道路の供用開始	〃	〃
五二四	〃	〃	〃
五二五	基本測量実施の通知	二〇三七	九
五二六	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
五二七	平成二十年二級建築士試験の合格者 及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による指定医療機関の事業の 廃止	二〇三八	一一
五二八	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による指定医療機関の指定	〃	〃
五二九	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による指定医療機関の指定	〃	〃
五三〇	生活保護法による指定医療機関の事 業の廃止	〃	〃
五三一	生活保護法による指定医療機関の事 業の廃止	〃	〃
五三二	生活保護法による指定医療機関の事 業の廃止	〃	〃
五三三	生活保護法による指定医療機関の事 業の廃止	〃	〃
五三四	生活保護法による指定医療機関の変 更	〃	〃
五三五	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
五三六	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
五三七	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
五三八	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
五三九	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による指定介護機関の変更	〃	〃
五四〇	公共測量終了の通知	〃	〃
五四一	道路の供用開始	〃	〃
五四二	用途地域における建築の許可に係る 公開による意見の聴取	〃	〃
五四三	証紙売りさばきの廃止の届出	二〇四一	二二
五四四	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
五四五	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による指定医療機関の事業の 廃止	二〇四二	二六
五四六	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による指定介護機関の事業の 廃止	〃	〃

<p>五三七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定 二〇四二 二六</p> <p>五四八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 〃 〃</p> <p>五四九 平成二十年度クリーニング師試験の実施 〃 〃</p> <p>五五〇 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 〃 〃</p> <p>五五一 土地収用法による事業の認定 〃 〃</p> <p>五五二 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 〃 〃</p> <p>五五三 土砂災害警戒区域の指定 〃 〃</p>	<p>教育委員会告示 二〇三五 二</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>九五 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 二〇三八 一二</p> <p>九六 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 〃 〃</p> <p>九七 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 二〇四〇 一九</p> <p>九八 選挙権を有する者の総数の三分の一の数 〃 〃</p> <p>九九 政治団体の設立の届出 二〇四二 二六</p> <p>一〇〇 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出 〃 〃</p> <p>一〇一 政治資金規程法第二十条の二第二項又は政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程 〃 〃</p>	<p>公 告</p> <p>〇秋田県労働委員会委員の任命 二〇三五 二</p> <p>〇平成二十年年度砂利採取業務主任者試験合格者 二〇三七 九</p> <p>〇県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施 〃 〃</p> <p>〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請 二〇三八 一二</p> <p>〇県営土地改良事業の換地計画の決定 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可 〃 〃</p> <p>〇一般競争入札の実施 二〇三九 一六</p> <p>〇県営土地改良事業工事の完了 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員就任及び就任の届出 二件 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員退任の届出 〃 〃</p> <p>〇特定調達契約に係る落札者の決定 二〇四〇 一九</p> <p>〇土地改良区の役員退任の届出 〃 〃</p> <p>〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請 二〇四二 二六</p> <p>〇特定調達契約に係る落札者の決定 〃 〃</p> <p>〇財政状況の公表 号外五 〃</p>	<p>公安委員会規則</p> <p>一〇 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 号外四 二六</p> <p>労働委員会告示</p> <p>五 秋田県労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閲覧等 二〇四二 二六</p> <p>収用委員会公示送達</p> <p>〇土地収用事件裁決書の公示送達 二 二〇三六 五</p> <p>その他</p>	<p>正 誤</p> <p>〇平成二十年九月三十日付け秋田県規則第五十一号の正誤 二〇三七 九</p> <p>〇平成二十年十二月一日付け秋田県訓令第四号の正誤 二〇三八 一二</p> <p>〇平成二十年十一月二十八日付け秋田県告示第五百七号の正誤 〃 〃</p> <p>〇平成二十年十一月二十八日付け秋田県規則第六十五号の正誤 〃 〃</p> <p>〇平成二十年十二月十二日付け秋田県告示第五百二十三号の正誤 二〇四二 二六</p> <p>〇平成二十年十二月十二日付け秋田県告示第五百二十五号の正誤 〃 〃</p> <p>〇平成二十年十一月二十八日付け秋田県規則第六十三号の正誤 号外三 〃</p>
--	---	---	---	---

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
 E-mail:matsubar@matubaransatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁 雄